

細則 2-4 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準

定める必要がある施設	接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所
------------	--

第1 総則

当所の給油空地等における携帯型電子機器の使用は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「携帯型電子機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。

第2 携帯型電子機器の取扱い基準

- 1 携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。
- 2 携帯型電子機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドにより落下防止の保護措置を講じるものとする。
- 3 携帯型電子機器は、当所内のみで使用するものとする。
- 4 火災等の災害発生時は、安全が確保されるまで携帯型電子機器を使用しないものとする。
- 5 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。

6 その他